



法定養育費制度が始まりました

法テラス八雲法律事務所 弁護士 小松 真優
(函館弁護士会所属)

■長い冬が明け、花咲く過ぎしやすい季節となりました。今年は、暖かくなるのがずいぶん早かったように感じます。

■さて、令和8年4月1日から、改正家族法が施行されました。今回施行された改正家族法は、主に、離婚の際の親子関係についてであり、新しく共同親権の制度が始まったことは、報道でもよく耳にしたのではないのでしょうか。今回は、そのなかでも、法定養育費の制度について、解説していこうと思います。

■養育費とは、子の生活に関する費用のことで、収入に応じて両親で負担するものです。離婚後は、子と同居する親が、事実上、同居しない親の分まで支払うことになるため、相手の負担分を請求することになります。養育費の具体的な金額は、それぞれの収入に応じて負担することを前提に、話し合いや裁判所の調停・審判による取り決めで決まります。

■しかし、取り決めができないまま離婚するケースも多く、養育費をもらうことができないため、子が困窮するという事態が、全国的に発生していました。そこで、取り決めがない場合でも、一定の金額を請求できるように規定ができました。これを法定養育費と言います。

■法定養育費は、離婚の時から、現実的に子の世話をしている親が請求できます。請求できる金額は、現在は一人二万円とされています。離婚時にさかのぼってまとめて請求できるようになり、強制執行も容易にできるようになりました。もともと、債務者保護のための措置は講じられており、資力がない場合には強制できないような仕組みになっています。

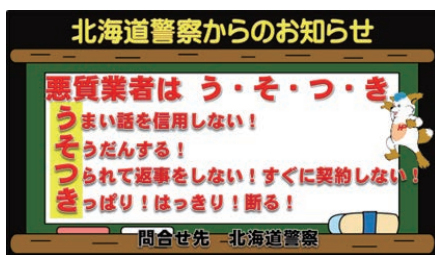
■法定養育費の制度によって、一定程度、養育費の履行は確保できるようになりましたが、養育費は、両親の収入やお子さんの生活状況によって変動するものですから、なるべく早期に取り決める必要があることには変わりありません。養育費を求める側であっても、養育費を支払う側であっても、お子さんのことを第一に納得できる取り決めができることが望ましいです。

■さて、当事務所では、養育費等離婚に関する法律相談についても承っております。一定の資力要件を充たす方であれば、3回まで無料の法律相談を承ることもできます。お気軽にご相談ください。相談は事前予約制となっております。相談予約のお電話は、「法テラス八雲法律事務所(☎050-3333-8366)」までお寄せくださいませ。

八雲警察署からの

お知らせ

1 悪質な業者に注意!



2 自転車ルールを守ろう



【問い合わせ先】

八雲警察署

☎0137-164-2110

八雲税務署からのお知らせ

国税の相談は

事前予約が必要ですよ

国税に関する質問や相談は、国税庁HPの「チャットボット」や「タックスアンサー」、電話相談を専門とする職員がお答えする「電話相談センター」をぜひご利用ください。



国税庁HP

○電話相談センター

☎0570-0015901

(専用ダイヤル)

右記の方法による解決が困難な場合は、八雲税務署での面接による相談を受け付けています。

相談を希望される方は、必ず電話での「事前予約」をお願いいたします。

【問い合わせ先】

八雲税務署

☎0137-163-2148

※自動音声の流れますので「2」を選択してください